bunka@ryukyushimpo.co.jp
TEL 098-865-5162

沈黙に向き合う

沖縄戦 聞き取り47年 〈95〉

石原 昌家

「自決強制」を削除

文科省が修正意見

「軍命明らかでない」

08年度・高校教科書検定

「岩波訴訟」原告意見も参考

「岩波訴訟」の原告の意見も参考にした2008年度の高校教科書の検定結果について報じる07年3月31日付の琉球新報

本連載は前回、ノーベル賞作家の大江健三郎氏が、2005年8月5日、『沖縄ノート』（岩波書店）の内容に「守備隊長の軍命によって『集団自決』したという誤記述がある」ということで訴えられたことを既述した。

大江氏は、2006年4月18日から12年3月21日まで朝日新聞朝刊の文化欄に月に1回、『[illegible]』エッセーを執筆していた。それは12年に『定義集』（朝日新聞出版）というタイトルで、加筆し単行本化されている。私は、連載中に毎月そのエッセーを読んでいた。

ある日、「私は二年前から、裁判の被告です。生まれて初めてのことなので、一年目は書く仕事に関わる裁判の弁護士費用を、税の申告に必要経費として計上することを考えつきませんでした。最高裁まで行くはずだから、と私が暗然とすると、―すべて終わって、本に書くまで生きていられるように、ガンバローと家内は勇みたちました」（『定義集』から引用）という記述を、連載中の新聞記事で読んだ。

あのノーベル文学賞作家が「暗然とする」とか、夫人が「生きていられるように、ガンバロー」と気負っているという記事を読み、まったく面識もない私が「沖縄戦の記述で家族が悩まされていることは一大事だ、ただちに手紙を出そう」と思い立った。大江健三郎氏の住所はスケジュール手帳付録の人名録で以前から知っていた。

「敗訴はありえない」

提訴された大江氏に手紙

〝歴史修正主義〟の台頭③

手紙の骨子

裁判の争点は「集団自決」に軍命があったか否かということだから、私は、裁判の結論は、100％の自信をもって答えることができるので、大江氏一家を慰撫しながら安心させようという気がわいたのである。手紙の内容は戦傷病者戦没者遺族等援護法（援護法）の肝心要についてだった。

「日本政府厚生省は、軍人軍属等を対象にした援護法を、老幼婦女子（戦時中の非戦闘員を表す用語）にまで適用を拡大するにあたり、日本軍の関与（要請、強制、命令など）があったら、〝国と雇用類似の関係〟が発生したとみなし、その法律の対象になるとしている。そして審査の結果、戦闘協力者と判断できたら、戦闘参加者という身分を付与し、準軍属として援護法を適用してきている」

「しかも、ただちに靖国神社にも合祀している。戦闘参加者という身分を付与するには、沖縄戦体験を20のケースに分類して、戦闘参加者概況表というのを厚生省は作成している。その20のケースのひとつに『集団自決』という項目がある。慶良間島でも住民が敵に投降することを絶対に許さない日本軍の方針のもと、軍から自爆用の手榴弾などを渡され、集団死した事例について、厚生省は軍の命令で『集団自決』したと認定して、0歳児も準軍属と決定している」

「それを裏付ける役場の資料もある。したがって、『集団自決』に軍命がなかった、つまり、軍の関与がなかったということになったら、厚生省は戦闘参加者の身分を取り消さなければならないということになる。そして支給している遺族給与金の返還を遺族に求めないといけなくなる。あわせて、靖国神社としてはその合祀を取り消さないといけないということになる。それらに関する琉球政府援護課の資料は沖縄県公文書が所蔵している」

「ということで、『集団自決』に軍命がなかった、軍の関与がなかったということになると、一番困るのは、日本政府厚生省と靖国神社である。だから、被告にされた大江さん、岩波書店が敗訴するということは理屈上まったくありえないですよ」というのが手紙の骨子だった。

琉政文書で確信

大江氏らが告訴された05年8月の4カ月前に、私は援護法関係資料の存在を知った。その後提訴する靖国神社合祀取り消し裁判の原告団から、専門家証人になるよう依頼され、琉球政府の関係文書（琉政文書）を沖縄県公文書館から入手し、大学の紀要論文執筆の資料収集をしていたことが、幸いだった。

大江氏の『[illegible]』エッセーは、裁判開始2年目ということだったから、それらの資料に基づく紀要論文を数本書いていたので、援護法の仕組みとその経緯を十分理解できていた。それで確信に満ちた手紙をしたためることができたのである。

教科書検定に反映

歴史修正主義グループが、大江・岩波沖縄戦裁判の準備だったのか、慶良間島で「集団自決」の軍命の有無の調査をした。その結果は、その翌年の教科書記述の検定に反映されたようだ。07年3月31日、琉球新報や沖縄タイムスの地元有力2紙が一斉に教科書検定問題を朝刊トップ記事で大々的に報じた。

沖縄タイムスの1面トップ見出しは、「08年度教科書検定／『集団自決』軍関与を否定／文科省『断定できず』／専門家『加害責任薄める』」という大見出しだった。

『琉球新報』の1面トップも「08年度・高校教科書検定／『自決強制』を削除／文科省が修正意見／『軍命明らかでない』／『岩波訴訟』原告意見も参考」（写真参照）という大見出しになっていた。

この琉球新報の見出しの「岩波訴訟」原告意見も参考というのは、まさに「大江・岩波沖縄戦裁判」の原告側にいる歴史修正主義者の執念の慶良間調査が功を奏したということになる。文科省の検定により大江氏側は裁判で不利になるかのように見えた。

だが、文科省がその裁判の有利になるよう、「原告意見も参考」にしたという報道でも、私の判断はいささかもゆるがなかった。

それを証明したのは、報道から3カ月近くたった、07年6月25日、元沖縄開発庁長官の鈴木宗男衆議院議員の質問主意書とその答弁書だった。援護法を熟知していたらすぐに理解できることだったが、当時、一般には理解ができなかったようで、まったく注目されることはなかった。次回に閣議決定の答弁書の謎解きをする。

（次回は1月後半掲載予定）